

岡山大学病院抗菌薬適正使用支援チーム（AST）指針

制定 令和5年 12月13日

（設置）

第1条 この指針は岡山大学感染制御部内規第11条第2項の規定に基づき、抗菌薬適正使用支援チーム（Antimicrobial Stewardship Team、以下「AST」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 ASTは感染症治療の最適化支援を行い、抗菌薬適正使用に関連する日常業務を実践することを目的とする。

（組織）

第3条 ASTは、次の各号に掲げる者をもって組織し、感染制御部長が命ずる。

- 一 常勤医師 1名以上
- 二 薬剤部長から推薦された薬剤師 1名以上
- 三 看護部長から推薦された看護師 1名以上
- 四 医療技術部長から推薦された臨床検査技師 1名以上
- 五 その他感染制御部長が必要と認める者

なお、ASTにおける各職種の役割を以下とする。

（医師の役割）

1. AS（抗菌薬適正使用支援）の推進に関して中心的な役割を担う。
2. 感染症診療について3年以上の経験を有する医師が任せられることが望ましい。
3. 感染症専門医（日本感染症学会）や抗菌化学療法認定医・指導医（日本化学療法学会）など抗菌薬適正使用に関連する公的資格を有することが望ましい。

（薬剤師の役割）

1. ASの推進に関して医師とともに中心的な役割を担う。
2. 3年以上の病院勤務経験を持つ薬剤師が任せられる。
3. 抗菌化学療法認定薬剤師（日本化学療法学会）や感染制御認定薬剤師・専門薬剤師（日本病院薬剤師会）など抗菌薬適正使用に関連する公的資格を有することが望ましい。

（看護師の役割）

1. 医師及び薬剤師に協力し、ASの推進を行う。
2. 5年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を終了した看

護師が任せられる。

(臨床検査技師の役割)

1. 抗菌薬適正使用上の重要な菌の検出および報告について、中心的な役割を担う。
2. 3年以上の病院勤務経験を持つ臨床検査技師が任せられることが望ましい。
3. 感染制御認定臨床微生物検査技師（日本臨床微生物学会）など感染制御に関する公的資格を有することが望ましい。

(業務)

第4条 ASTの構成員は、以下の業務について、職域および専門性に応じた役割を担う。

- 一 感染症治療の早期モニタリングと主治医へのフィードバック
- 二 微生物検査・臨床検査の利用の適正化
- 三 抗菌薬適正使用に係る評価
- 四 抗菌薬適正使用の教育・啓発
- 五 院内で使用可能な抗菌薬の見直し（院内採用薬剤の調整）、病棟常備抗菌薬・抗真菌薬の配置
- 六 他の医療機関からの抗菌薬適正使用の推進に関する相談対応
- 七 周術期等におけるクリニカルパスの評価

なお、各業務の詳細は、下記とする。

一 感染症治療の早期モニタリングと主治医へのフィードバック

血液培養陽性（菌血症）患者、多剤耐性菌が検出された患者およびカルバペネム系抗菌薬や抗MRSA薬、抗緑膿菌活性を有する抗菌薬などの特定抗菌薬使用患者等を早期モニタリングの対象として、必要に応じて主治医にフィードバックを行う。

- 腎臓や肝臓などの臓器機能や、年齢・体重、PK/PD（薬力学）理論に基づく用法および用量の調節
- 特定抗菌薬等の広域抗菌薬の確認と de-escalation の推進
- 適切な抗菌薬治療期間の推奨
- 周術期抗菌薬の最適化

二 微生物検査・臨床検査の利用の適正化

適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）に関する指導・講習を年1回以上行う。また、施設内のアンチバイオグラムの見直しを年1回以上行う。

三 抗菌薬適正使用に係る評価

抗菌薬の使用状況（AUDやDOTなど）や血液培養複数セット採取率などをプロセス評価、耐性菌の分離状況（MRSA、ESBL産生菌など）などをアウトカム指標とする。これらの結果

を評価し、感染制御部職員会議および院内感染防止対策委員会で報告する。また、外来における過去1年間の急性上気道感染症および急性下痢症の患者数ならびに経口抗菌薬の処方状況について評価する。

四 抗菌薬適正使用の教育・啓発

抗菌薬適正使用を目的に、最新の情報を職員へ提供するとともに、少なくとも年2回の院内研修を開催し、教育・啓発を行う。また、ガイドラインに基づいた抗菌薬適正使用マニュアルの作成と周知徹底を行う。

五 院内で使用可能な抗菌薬の見直し、病棟常備抗菌薬・抗真菌薬の配置

院内で使用可能な抗菌薬の種類、用量などについて定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について院内採用の中止を検討する。また、必要に応じて抗菌薬の院内採用申請を行う。すべての新規抗菌薬採用に関して検討する。病棟常備薬に含まれる抗菌薬・抗真菌薬の変更においては病棟薬剤師と連携し、適切な病棟常備薬配置について協議、提案する。

六 他の医療機関からの抗菌薬適正使用の推進に関する相談対応

感染対策向上加算1および2、その他当院との連携医療機関において、抗菌薬適正使用の推進に関する相談に応じる。

七 周術期等におけるクリニカルパスの評価

周術期・検査・処置などの新規クリニカルパス申請の審査（クリニカルパス委員会）に参画し、主に以下の観点から抗菌薬について評価、審査を行う。

- ・ パスに登録されている抗菌薬の種類、期間、用量の妥当性
- ・ 抗菌薬が必要と考えられるパスに抗菌薬が入っていないなどの不備がないか

（その他）

第5条 この指針に定めるもののほか、ASTに関する必要な事項は、ASTが別に定めることができる。

附 則

この指針は、令和6年1月1日から施行する。

改訂履歴

日付	改訂内容
2023年12月13日	指針作成

2024年7月4日	<ul style="list-style-type: none">・(業務)「五 院内で使用可能な抗菌薬の見直しについて」、病棟常備薬の配置について追記・一部文章の体裁を修正・(その他) 第5条の追記
2024年8月22日	<ul style="list-style-type: none">・(業務)「七 周術期等におけるクリニカルパスの評価」の新設